

日本再軍備の起源： 米国政府内における検討の開始と頓挫， 1946年～1949年

吉 田 真 吾

はじめに

非軍事化という日本占領の大方針に基づいて1945年11月に帝国陸海軍が解体された後、日本に軍隊を再保有させるという構想が米国政府内で持ち上がるのは、直後の46年春のことであった。軍部が対ソ戦争計画を検討する中で、日本再軍備の有用性が認められたのである⁽¹⁾。49年3月には、国防総省⁽²⁾の作成した「日本の限定的再軍備」と題する文書がNSC（国家安全保障会議）に提出され、日本再軍備は米国政府中枢での検討課題となる。NSC 44としてファイリングされたこの文書の骨子は、日本再軍備の即時開始は望ましくないが、戦時に日本の潜在力を活用するためにその準備を始めておくべき、というものであった。米国政府内では、日本再軍備の直接的な契機となる50年6月の朝鮮戦争勃発のはるか以前から、その検討が本格化していたのである。しかしながら、NSC 44が政府決定となることはなく、49年9月を最後に、その検討が行われた形跡は消える。詳細は別稿に

-
- (1) 従来、48年説がとられてきた日本再軍備の起源を46年説へと修正したのは、柴山太『日本再軍備への道』（ミネルヴァ書房、2010年）第1章である。
 - (2) 正確には47年から49年まではNME（国家軍事機構）であり、NMEと国防総省の間には長官の権限など組織面での違いもあるが、本稿では便宜的に、「国防総省」で表記を統一する。

譲るが、日本再軍備が米国政府の正式な決定事項となるのは、50年9月にトルーマン（Harry S. Truman）大統領がNSC 60/1「対日講和条約」を承認したときのことであった⁽³⁾。

本稿の目的は、なぜ、いかなる過程を経て、日本再軍備が米国政府内で検討されるようになり、その後頓挫したのかを解明することにある。日本再軍備の起源に関しては、優れた実証研究の蓄積がある⁽⁴⁾。本稿は、そこで明らかになった種々の知見を踏まえつつ、まだ十分には明確になっていない次の三点を解明する。第一に、日本再軍備の促進要因と抑制要因である。先行研究では、これらのうちのいくつかが個別に指摘されることがあるものの、体系的な分析がなされているわけではない。第二に、日本再軍備に関する米国政府内の政治過程である。先行研究では、各々の関心に沿った特定の行動主体の構想や検討過程が詳らかにされる一方、それ以外の主体についての検証は相対的に薄く、省間政治についても未解明の部分が残っている。第三に、日本再軍備の検討開始からNSC 44の挫折に至る過程における、促進・抑制要因の影響である。

これらを解明するため、本稿は二つの視座を設定する。ひとつは、米国の三つの封じ込め戦略である。広く知られているように、冷戦期の米国は、ソ連を筆頭とする共産圏およびドイツと日本という旧敵国に対する「二重

(3) Memo for the President, September 7, 1950, *Foreign Relations of the United States* [hereafter *FRUS*], 1950, vol. VI, pp. 1293-1296.

(4) 菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』（ミネルヴァ書房、1992年）第5章。古関彰一「冷戦政策における日本再軍備の基本的性格」歴史学研究会編『歴史学研究別冊特集』（青木書店、1978年）。楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』（ミネルヴァ書房、2009年）第2-3章。柴山『日本再軍備への道』第1章。秦郁彦『史録日本再軍備』（文藝春秋、1976年）第4章。三浦陽一「日本再武装への道程 1945～1950年」『歴史学研究』第545号（1985年9月）。増田弘「朝鮮戦争以前におけるアメリカの日本再軍備構想（1，2）」『法学研究』第72巻4，5号（1998年4，5月）。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

の封じ込め (double containment)」を志向していた⁽⁵⁾。このうち、対ソ封じ込めについては、政治・経済的なものと軍事的なものに分割して考えることができる⁽⁶⁾。大まかに言って、前者は、非軍事的手段を用いて、日本を含む重要地域——極東ではほかに豪州やフィリピンなど——の政治的・経済的安定や親米傾向を促進し、共産主義の浸透や間接侵略などのソ連陣営の非軍事的脅威を相殺しようとする戦略である。後者は、軍事的手段によって、そうした重要地域に対する強要や軍事侵攻などのソ連陣営の軍事的脅威に対抗しようとする戦略である。それぞれ、冷戦戦略と軍事戦略と呼ぶこともできよう。

両者は並存しう一方、その間には一定の緊張関係も存在する。そして、政治・経済的な対ソ封じ込めを重視する立場からは、軍事的な封じ込めを批判する論拠として、安全保障のジレンマの論理がしばしば用いられる。すなわち、米国が軍事的手段を講じれば、ソ連陣営との関係が悪化するとともに、その対抗措置によって米国に対する軍事的脅威が高まる。そうなれば、米ソ冷戦は軍事対立のスパイラルに陥り、最終的に熱戦に至りかねず、米国の負担も増大する、という論である。本稿では、冷戦戦略の一部ともいえるこうした安全保障のジレンマへの配慮にも着目する。

他方米国にとっては、ソ連だけではなく、ドイツと日本という旧敵国が

(5) 「二重の封じ込め」については、さしあたり、Christopher Layne, *The Peace of Illusions: American Grand Strategy from 1940 to the Present* (Ithaca: Cornell University Press, 2007) を参照。その他の参考文献の紹介を含め、吉田真吾『日米同盟の制度化』(名古屋大学出版会, 2012年) 20-22頁も参照。

(6) 米国の対ソ封じ込め戦略の複層性については、さしあたり、佐々木卓也『封じ込めの形成と変容』(三嶺書房, 1993年), John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of American National Security Policy during the Cold War*, Revised, Expanded Edition (Oxford: Oxford University Press, 2006), Chapters 1-4; Melvyn P. Leffler, *A Preponderance of Power: National Security, the Truman Administration, and the Cold War* (Stanford: Stanford University Press, 1992) を参照。

軍事大国として復活することを封じ込めておく必要もあった。太平洋戦争を終えたばかりの米国にとって、ソ連という新たな脅威が生じたとはいえ、日本が再度軍国主義的な傾向を強め、軍事力を増強して米国に対する直接的な脅威となることへの懸念を拭い去ることは難しかった。加えて、日本の軍事大国化は、戦前・戦中の経験から豪州やフィリピンをはじめとする極東諸国が最も警戒するところでもあり、米国が日本の復活を支援するような行動をとれば、冷戦戦略上重要となる親米諸国の連帯が弱まる可能性もあった。本稿は、①ソ連に対する政治・経済的な封じ込め、②ソ連に対する軍事的な封じ込め、③日本に対する封じ込めという三つの戦略、および①に内在する安全保障のジレンマへの配慮に着目し、日本再軍備の推進要因と抑制要因を解明していく。

もう一つの視座は、冷戦初期の米国の対極東政策を論じる際にしばしば用いられる、国務省、国防総省、および連合軍総司令官（SCAP）兼極東軍司令官のマッカーサー（Douglas MacArthur）の三者関係である⁽⁷⁾。国務省は米国の対外政策全般における重要主体であり、これは当該期にも変わりはない。三軍とJCS（統合参謀本部）を束ねる形で47年に発足した国防総省は軍事政策の重要主体であり、当時は陸軍省が主軸となってドイツや日本などの占領政策も所管していた。ただし、日本占領を実施する主体はマッカーサーであり、その権限は強大だった。加えて、米軍には現地司令官の見解を重視する伝統があり、特にマッカーサーは軍歴や知名度の面で、通常の司令官とは異なる巨大な存在であった。それゆえ、国務省・国防総省と並び、マッカーサーという個人が、米国政府の対日・対極東政策の形成に自律的な主体として関与することになっていたのである。なお、

(7) こうした視座を明示した研究として、さしあたり、ジョン・ルイス・ギャディス（五味俊樹監訳）『ロング・ピース』（芦書房、2003年）第4章、宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」渡辺昭夫、宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、1986年）を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

大統領であるトルーマンは対日政策にはほとんど関心を示さず，これに直接関与する機会は少なかった。

本稿では，日本再軍備に関する三者の構想を均等に検証した上で，三者間の NSC レベルでの政治過程を検証する。本論の構成はこの流れに沿ったものとなっており，第1節から第3節までで，それぞれ国防総省，マッカーサー，国務省の日本再軍備に関する構想を分析する。そこからは，国防総省が比較的前向きな立場を，マッカーサーが否定的な立場を，国務省がそれらの中間的な立場をとるといふ，鼎立の構図が浮かび上がる。最後に第4節で，三者間の相互作用の過程を叙述する。

1. 国防総省での検討

冒頭で触れたように，戦中に浮上した日本の非軍事化という構想が占領政策の支配的な方針だった46年春，軍部による対ソ戦争計画の検討過程において日本再軍備の構想が浮上した。JCS の下部組織である JPS（統合参謀計画部）は，米ソ戦が勃発した場合，ソ連が米国の軍事拠点となる日本列島への侵攻を企てる可能性がある，と想定していた。この前提の下，「動員解除された日本陸軍の一部を再武装すること」は，日本占領軍とアジア大陸部から日本に撤退してくる米軍への支援となり，ソ連の軍事的脅威の相殺に寄与しえる，と考えられたのである。JPS 曰く，5 個師団からなる日本の陸上兵力は，日本防衛に関する米軍の負担——日本占領軍には陸軍全10個師団のうち4 個師団が割かれていた——を軽減し，その戦力をより優先度の高い欧州戦線へと再配備することを可能にするものだった（この点は本節後半で詳述する）。JPS は47年9月，米ソ戦勃発後速やかに日本軍の装備と訓練を開始するための計画の策定を推奨した^⑧。しかし，SCAP

⑧ JPS 789/1, “Stuff Studies on Certain Military Problems Deriving from ↗

兼極東軍司令官であるマッカーサーの同意が得られないことが明らかになったため、JPSは計画策定をあきらめたようである⁹⁾。日本再軍備に関するマッカーサーの見解については次節で論じるが、概して否定的だった。

48年に入ると、JCS 内部で構想されていたに過ぎなかった日本再軍備が、国防総省上層部での検討対象となる。2月、ロイヤル (Kenneth C. Royall) 陸軍長官はフォレストル (James V. Forrestal) 国防長官に対し、「困難かつ危険なテーマ」だと断りつつ、日本および西ドイツの限定的再軍備を NSC での議題に上げるよう進言した。後述するように、この頃は米軍、特に陸軍の戦力不足が深刻化していた時期であり、国防総省はその是正に向けて動いていた。日独の再軍備に関するロイヤルの勧告はその一環として行われ、NSC に上げることは留保したものの、フォレストルは国防総省内での「徹底的な研究」を指示する。そして4月、ウェデマイヤー (Albert C. Wedemeyer) を長とする陸軍省計画・作戦課が「日本の限定的再軍備」と題する報告書の草稿を完成させ、ロイヤルに提出した。ロイヤルは自らの見解と合わせて報告書をフォレストルに提出し、6月には、国防総省首脳部からなる戦争委員会での討議が行われる。その結果、NSC での新たな対日政策の策定作業——第4節で見ると、これは NSC 13/2 として結実する——が進行中だったことに鑑みて、JCS への諮問を含む省内でのさらなる検討はその完了を待つこととなり、報告書は参考のため NSC 事務

↘ ‘Concept of Operation for PINCHER,’ April 13, 1946, in Paul Kesaris, ed., *Records of the Joint Chiefs of Staff* [hereafter *RJCS*], *Soviet Union* (Washington D.C.: University Publication of America, 1979), Reel 2; JPS 816/4, “Probable Allied Demands on U.S. Resources for Support of Allied War Effort,” June 16, 1947, CCS 004.04 (11-4-46), Sec. 4, Record Group [hereafter RG] 218, National Archives II, College Park, Maryland [hereafter NA]; JPS 849/1, September 19, 1947, CCS 381 (1-24-42), Sec. 6, RG 218, NA.

(9) 46年から47年にかけての日本再軍備構想の詳細については、柴山『日本再軍備への道』21-32頁を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年局に回覧されるにとどまった⁽¹⁰⁾。

陸軍省の結論は，日本再軍備は限定的なものであっても，現在のところ実施可能でも賢明なものでもなく，当面許可されるべきではないが，その準備は即時開始されるべき，というものだった⁽¹¹⁾。この大枠は，後の NSC 44に引き継がれる。ただし，詳細は明らかではないが，計画・作戦課が再軍備の準備開始に力点を置いていた一方，ロイアルは再軍備の困難性を強調しようとしていた可能性もある⁽¹²⁾。そうした差異はあったにせよ，ここで挙げられた再軍備に否定的に作用する考慮を整理すると，冷戦戦略と日本の再軍事大国化への懸念に大別することができる。

陸軍省の提示した冷戦戦略上の考慮は，三点に細分化される。第一に，日本の経済力不足である。再軍備によって，経済・軍事両面で米国の対日援助を増やす必要が生じるだけでなく，日本の経済復興が遅れ，最悪の場合，日本経済が破綻する可能性もあった。経済復興は，日本がソ連の支配下に入らないようにするために不可欠であり，日本再軍備はそれを妨げかねなかった。この点に関連し，陸軍省は47年から翌年にかけて，フォレス

(10) Memo, Royall to Forrestal, February 20, 1948, Box 19, Subject File [hereafter SF], 1946-1948, Plans and Operation Division [hereafter P&O], RG 319, NA; Memo, Ohly to Royall, February 24, 1948, *ibid.*; Memo, Wedemeyer to Royall and Bradley, "Limited Rearmament for Japan," April 27, 1948, *ibid.*; Memo, Forrestal to JCS, "Limited Military Armament for Japan," October 21, 1948, CCS 388.3 Japan (3-13-45), Sec. 2, RG 218, NA. なお，日本再軍備とともに提案された西独再軍備に関する国防総省の検討については，Sheldon L. Goldberg, *From Disarmament to Rearmament: The Reversal of US Policy toward West Germany, 1945-1955* (Athens: Ohio University Press, 2017), Chapter 2 が詳しい。

(11) 以下，ロイアル見解と陸軍省報告書の内容については，特に註がない限り，Memo, Royall to Forrestal, "Limited Military Armament for Japan," May 18, 1948, CCS 388.3 Japan (3-13-45), Sec. 2, RG 218, NA を参照。

(12) Memo, Wedemeyer to Royall, "Limited Military Armament for Japan," May 17, 1948, Box 19, SF, 1946-1948, P&O, RG 319, NA.

タルや後出するケナン（George F. Kennan）国務省政策企画室長らと共同し、民主化と非軍事化を軸とする日本の改革を基調としていた占領政策の重点を、経済復興などによる政治的・経済的安定に移していく⁽¹³⁾。

第二に、非軍事化を明文化した日本国憲法第9条の存在である。改憲の敷居は高く、米国が憲法は再軍備を禁止していないという解釈を示せば、「米国は日本における自らの威信を弱める」ことになり、「日本人との関係における最善の長期的な政治的立場」が低下する。第三に、戦前・戦中の経験から日本を主要な脅威と認識している華豪比などの反対である。日本の再軍備は、改憲とともに、ポツダム宣言やそれに基づく従来占領政策の変更・破棄を必要とするが、米国がそれを一国主義的に行なえば「極東諸国を離反させる」可能性があった。日本再軍備は、日本や極東諸国の米国離れを促し、冷戦において米国を不利な立場に追い込みかねない、と懸念されたのである。

極東諸国の懸念と関連するが、陸軍省自身も、再軍備が日本の軍事大国化を再度招来する可能性を危惧していた。近代の歴史を振り返ると、第一次世界大戦後のドイツに代表されるように、敗戦国が戦勝国の課した軍備制限を受け入れ続けることはなく、日本への軍備制限も一時的な効力しか持たないはずであった。それゆえ、再軍備を検討するにあたっては、「非軍事化と民主化が日本人に深く根差す前に日本の軍隊を認めることの心理的な悪影響」、具体的には「日本軍国主義への影響」を、考慮に入れる必要があったのである。

しかしながら、「単に軍事的観点から見た場合、日本の軍隊の創設は望ましい」のも事実であった。それゆえ陸軍省の報告書は、将来的な占領軍

(13) マイケル・シャラー（五味俊樹監訳）『アジアにおける冷戦の起源』（木鐸社、1996年）第4-5、7-8章。ハワード・ショーンバーガー（宮崎章訳）『占領 1945-1952』（時事通信社、1994年）第6章。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

の撤退あるいは大幅削減に備えて、限定的再軍備に関する計画を即座に準備するよう勧告した。ロイヤルも、「近い将来の戦争勃発時において、縮小された日本防衛用の米軍を支援するための、日本の人的資源の活用に関する計画」が現時点で必要だと強調した。報告書は、再軍備のための改憲について研究することも推奨している。さらに、日本の陸軍および沿岸警備隊の創設（海軍への言及がなかったことについては後述する）という将来目標の達成手段として、文民警察を増強しておくことも勧告された。第4節で見ると、陸軍省作戦・計画課は報告書草案の策定後、日本の限定的再軍備を認める文言を対日政策文書や将来の対日講和条約に明記するよう、政府内で主張する。

占領軍の撤退や「近い将来の戦争勃発時」という上の文言が示唆しているように、陸軍省を日本再軍備に前向きにさせた「軍事的観点」とは、上記JPSの際と同じく、米ソ戦勃発時の日本による負担分担と在極東米軍の他地域への再配備という軍事戦略上の必要性であった。報告書は次のように論じる。深刻な戦力不足の影響で、米国は極東に最小限の兵力しか展開できない。そのため、日本が日本列島および在日米軍基地——詳細は別稿に譲るが、陸軍省は講和後における基地の維持を報告書の前提に据えていた——の防衛を支援することは極めて重要である。日本軍は、国内治安の維持や対外的な防衛を担うことで「我々の限られた兵力の有効活用」に資する、と。JPSの言葉を借りれば、米ソ戦の勃発直後に日本を再武装させれば、他地域への再配備のために「可能な限り早い時期に、実施しうる最大の規模で、米陸軍が日本から撤退する」計画が実行可能となる⁽⁴⁾。日本再軍備には、米軍の戦力が不足する中で、戦時にそれを極東から他地域へと振り分ける際の補填という役割が期待されていたのである⁽⁵⁾。

(4) JPS 849/1.

(5) この点を最初に強調したのは、柴山『日本再軍備への道』39-41, 48-49, 52 ↗

当時、米国は深刻な戦力不足に陥っていた¹⁶⁾。45年の終戦後に急速に復員が進み、議会による国防予算削減の影響で、48年の米軍兵力は終戦時の約1,210万人から145万人にまで落ち込んだ。中でも、陸軍は約827万人から55万人にまで兵力数を減らし、陸軍省が想定していた約67万人を大きく割り込んでいた。それゆえ、48年2月初頭まで陸軍参謀総長を務めたアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) や後任のブラッドレー (Omar N. Bradley) は、現有兵力では既存の戦争計画を実行できないとして、陸軍の窮状を繰り返し訴えた。フォレストルはこれに応じ、2月、戦力不足をトルーマン大統領に説明する場を、陸軍省とJCSに提供した。その後、フォレストルは何らの対応もとらない大統領に対し、陸軍戦力の不足は対外政策を支える能力が制限されることを意味する、と自ら力説している。

フォレストルの言に暗示されているように、48年には、米軍の戦力が不足する一方で、米国の軍事面での対外関与が拡大した。欧州では、引き続きギリシア、トルコ、イタリアでの内戦や政治危機に加え、2月のチェコスロヴァキアでのクーデターによって情勢が緊迫し、米国政府では、ソ連の間接侵略やソ連に対する恐怖の影響で、欧州諸国が中立化・共産化するのではないかという懸念が広まった。それゆえ米国は、経済・軍事援助を強化するとともに、2月にはギリシアへの直接的な軍事関与を決定し、その後3月に形成された西欧同盟 (WEU) への関与を強めていく。中東で

↘-54頁である。

(16) 48年前後の米国の国防政策に関する以下の記述については、Stephen L. Rearden, *History of the Office of the Secretary of Defense*, Vol. I (Washington D.C.: Historical Office, Office of the Secretary of Defense, 1984), Chapters 6-7, 10-11, 16; Kenneth W. Condit, *The Joint Chiefs of Staff and National Policy*, Vol. II (Washington D.C.: Office of Joint History, Office of the Chairman of the Joint Chiefs of Staff, 1997), Chapters 2-4, 6, 9, 11; Leffler, *Preponderance of Power*, Chapters 5-6; Marc Trachtenberg, *History and Strategy* (Princeton: Princeton University Press, 1991), pp. 153-160を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

も5月のイスラエル建国に前後して緊張が高まり、ソ連の介入・影響力拡大を防いで米国の利益——石油と空軍基地——を確保するために米軍を派遣するという構想が、米国政府内で持ち上がった。こうした中、米国の戦争計画においては、欧州大陸部を一旦放棄して中東および英国・沖縄の空軍基地からソ連本土に戦略核攻撃を行う「周辺戦略」から、ライン川以西と東地中海の防衛にも直接参加する「前方防衛」への転換が始まる。

かくして、軍事面での対外関与が拡大する中で、それに必要な戦力が不足するという不均衡が生じたのである。国防総省はもともと、戦力不足に鑑みて関与拡大に警鐘を鳴らしていた。だが、米国政府内でそうした警鐘が十分に顧みられることはなかった。それゆえ、国防総省は戦力増強のための予算増額を訴えた。しかし、大統領や議会がそれに十分に応じることはなかった。こうした中で、日本再軍備は、在極東米軍の負担を軽減して、その戦力の移動を可能にし、世界規模での対外関与と戦力の不均衡を是正する手段の一部として発案されたのだった。

日本再軍備によって浮いた米軍戦力の主たる再配備先として想定されていた地域は、西欧だったと推測できる。トルーマン政権では、一貫して「西欧第一主義」がとられていたからである⁽¹⁷⁾。それは戦争計画にも浸透しており、JCSは終戦間際から一貫して、欧州での作戦行動を最重視し、アリューシャン列島から日本・沖縄を経てフィリピンへと至る西太平洋の防衛線——後に「不後退防衛線」と呼ばれる——には、最小限の戦力のみを展開するという方針を有していた⁽¹⁸⁾。48年春のNSCレベルの検討でも、ブラッドレーは「我々の政治的、経済的、そして必要であれば軍事的支援を受けるに際して、西欧が最優先権を有することが望ましい」と論じており、

(17) Leffler, *Preponderance of Power*, pp. 229–230.

(18) W. David McIntyre, *Background to the ANZUS Pact: Policy-Making, Strategy and Diplomacy, 1945–55* (Christchurch: Canterbury University Press, 1995), pp. 87–90, 96–110.

これが JCS の立場として確認されていた⁽⁹⁾。この文脈では、49年1月の訪日時に行われたロイヤルの発言は、しばしばいわれるような単なる失言や政府内政治上の戦術ではなく、ワシントンの西欧第一主義が口をついたものだったと解釈できる。ロイヤルは、米ソ戦においては太平洋よりも欧州の方が戦略的に重要となるため、米国にとっての「負債」である日本から占領軍を撤退させることは理にかなっていると語っていた⁽¹⁰⁾。

ここで留意しておきたいのは、陸軍省の報告書において、日本の再軍備がその表題のとおり「限定的」なものと想定されていたことである。再軍備計画の対象は、米国製兵器を装備し、米陸軍によって訓練されるとともに厳しく監督される、数十万人程度の「小規模かつ軽武装の日本陸軍」だけだった。海軍については沿岸警備隊という準軍事組織のみが想定されており、空軍については一切言及がない。上述のように、陸軍省は、再軍備に伴う日本の再軍国主義化やそれに対する周辺諸国の反対を重視していた。そのこともあり、「もし日本が最終的に軍隊を保持することになれば、日本がそれを侵略に用いないようにすることが緊要であ」った。陸軍のみの限定的再軍備には、「日本軍閥再興を防止する」こと、および「周辺国の恐怖を和らげる」ことが期待されていたのである⁽¹¹⁾。

(9) JCS 1860/2, “The Position of the United States with Respect to Soviet-Directed World Communism,” April 9, 1948, *RJCS, Soviet Union*, Reel 2; Memo, Forrestal to NSC, “The Position of the United States with Respect to Soviet-Directed World Communism,” April 17, 1948, *FRUS*, 1948, vol. I, pp. 561-564. See also, NSC 7, “The Position of the United States with Respect to Soviet-Directed World Communism,” March 30, 1948, *ibid.* pp. 545-550. なお、この48年春には、朝鮮半島からの米軍の早期撤退が政府決定となっていた。この点については、小此木政夫『朝鮮戦争』（中央公論社、1986年）第1章第1節を参照。

(10) A-35, Sebald to Acheson, February 12, 1949, *FRUS*, 1949, vol. VII, part 2, pp. 648-649.

(11) Memo, Royall to Forrestal, May 18, 1948.

2. マッカーサーの反対

日本再軍備に真っ向から反対したのは、SCAP 兼極東軍司令官のマッカーサーである。現地司令官の見解を重視する米軍の伝統に従う形で、国防総省は日本再軍備に関してもマッカーサーの見解を度々求めた。そうした機会を含め、マッカーサーは折に触れて、米ソを含む大国間合意に基づき日本を非武装中立化するべきという持論を繰り返し、講和後の米軍駐留とともに再軍備に強く反対した（この持論を前提として、マッカーサーは47年春、国務省極東部と共鳴する形で早期対日講和を提唱した²²⁾）。マッカーサーは、再軍備に否定的に作用する要因として、①陸軍省が挙げた冷戦戦略上の考慮を精緻化するとともに、②陸軍省のそれとは異なる独自の軍事戦略に依拠した考えを提示し、③陸軍省が重視していなかったソ連との安全保障のジレンマを挙げた²³⁾。一見すると、大国間合意に基づき日本を非武装中立化するというマッカーサーの構想は、戦中から続く米ソ協調を基盤としていたようにも映るが、実際には、米ソ対立を前提とした戦略的考

²²⁾ 早期講和論は、国務省政策企画室や軍部の反対もあり、47年秋には頓挫する。早期講和をめぐる米国政府内の政治過程については、五十嵐武『戦後日米関係の形成』（講談社学術文庫、1995年）第1章第1節、シャラー『アジアにおける冷戦の起源』第5章を参照。

²³⁾ NSC 44の検討が終わる49年9月までのマッカーサーの再軍備反対論に関する以下の記述については、特に註がない限り、*Economist*, vol. 153 (July 5, 1947), p.9; C 55205, MacArthur to Marshall, September 1, 1947, *FRUS*, 1947, vol. VI, pp. 512-515; Memcon, March 5, 1948, *FRUS*, 1948, vol. VI, pp. 699-712; Memcon, March 21, 1948, *ibid.*, pp. 706-712; Memo, Mueller to JCS, "Limited Military Armament for Japan," December 23, 1948, in Paul Kesaris, ed., *RJCS, Far East* (Washington D.C.: University Publication of America, 1979), Reel 6; Memcon, February 16, 1949, *FRUS*, 1949, Vol. VII, Part 1, pp. 655-658; No. 568, Sebald to Acheson, August 20, 1949, *ibid.*, pp. 830-840を参照。

慮に支えられていたのである。なお、陸軍省が挙げた再軍備を抑制する要因には、日本の再軍国主義化の可能性も含まれていたが、非軍事化と民主化を軸とした日本占領の責を負うマッカーサーにとっては、これは想定し得ないものだった。

マッカーサーの再軍備反対論に内在する冷戦戦略上の考慮は、四点に細分化できる。第一に、海外植民地を失い、経済力が不足する現状で再軍備を行っても、日本はせいぜい「五流の軍事力」しか構築できず、むしろ再軍備を行えば日本の経済面での生存が危うくなる。第二に、軍国主義の惨憺たる結果から学び、憲法9条によって戦争を放棄した日本人が再軍備を支持することはない。第三に、再軍備によって日本に対する極東諸国の警戒が強まり、両者の友好関係の構築が妨げられる。米国の統制下であれば再軍備に対する周辺国の恐怖心が和らぐという陸軍省の議論は、妥当ではない。第四に、日本再軍備を推進することは、ポツダム宣言をはじめとする国際的約束の反故や非軍事化を目的とする占領政策の大転換を意味する。それゆえこれは、共産主義者のプロパガンダを助長し、米国のモラル面での立場を悪化させうる。そうなれば、日本での米国の威厳が弱まるとともに、旧連合国でもある極東諸国が米国から離反しかねない。

以上をまとめる形でマッカーサーは、再軍備は「オリエントで共産主義と戦うために不可欠な心理的一体性」や「日本の経済的安定」を危殆にさらすことになる、と論じた。後述するようにマッカーサーは、日本がソ連の支配圏に入らぬようその経済的・心理的側面における米国寄りの姿勢を追求すべき、とも主張している。マッカーサーの再軍備反対は、冷戦戦略から導き出されたものだったのである。確かに、民主化を軸とする日本占領の成功を信じて疑わないマッカーサーにいわせれば、これによって自由を知った日本人が共産主義を許容する可能性は低かった²⁴⁾。しかし、政治・

²⁴⁾ Memcon, "General MacArthur's Remarks at Lunch, March 1, 1948," un-7

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

経済面での様々な問題を生じさせる再軍備は，日本と極東諸国を米国から離反させる契機となり，冷戦において米国を不利な立場に追い込みかねないものだったのである。

マッカーサーの再軍備反対論は，独自の軍事戦略に基づく再軍備不要論に支えられていた。マッカーサーは次のように論じる。極東における米軍の最重要任務は，いかなる揚陸戦力もアジア大陸の港湾部から出撃できないようにすることにある。沖縄は，そうした兆候が生じた場合に，海空軍を中心とする米軍戦力が港湾部の敵軍や施設を破壊して統制下に置くことを可能にする。沖縄を適切に開発して適切な戦力を配備すれば，大陸部からの戦力投射を予防することができ，日本本土に米軍を駐留させることなく，そして日本に再軍備を行わせることなく，外部からの侵略に対する日本の安全も保障できる，と。その適切な戦力には核兵器も含まれており，当時の極東軍の戦争計画では，ウラジオストク，旅順，釜山などの大陸港湾部への戦術核攻撃が想定されていた²⁵⁾。マッカーサーはソ連の対日侵攻はないと見積もっていたが，おそらくそこには，以上の軍事戦略によってソ連は抑止されるという計算も働いていた²⁶⁾。マッカーサーに言わせると，沖縄をはじめとする日本周辺の島嶼連鎖に十分な戦力を有する米軍が駐留していれば，日本の再軍備は必要なかったのである。

ただし，マッカーサーが前提とする日本の中立が破られ，日本本土が他国の支配下に入った場合，沖縄も無力化しかねなかった。軍事的観点からすると，日本がソ連の手に落ちれば，ソ連が日本を軍事拠点として活用し，

↘ dated, *FRUS*, 1948, vol. VI, pp. 697-699.

²⁵⁾ Staff Study, "Operation 'GUNPOWDER'," March 27, 1948, Reel 703, RG 6, MacArthur Memorial [国立国会図書館憲政資料室所蔵] .

²⁶⁾ マッカーサーの再軍備反対論を支える以上の軍事戦略については，楠『吉田茂と安全保障政策の形成』52-56頁，柴山『日本再軍備への道』28, 32, 41-45頁も参照。

南西・南方方面に攻勢作戦を展開することが予想された。そうなれば、沖縄をはじめとする日本周辺の島嶼連鎖は、米軍の攻撃拠点としての機能を低下させ、その維持すら危うくなる可能性がある⁷⁷⁾。おそらくマッカーサーも同様の想定に立っており、他国に「日本列島の戦略施設」を使用させてはならず、「西太平洋の列島部はすべて米国にとって死活的に重要だ」と論じていた。マッカーサーは、日本を中立地帯としつつこの列島部全体を維持しなければ、米国の防衛線は「米国大陸の西海岸への後退を余儀なくされる」とも語っている⁷⁸⁾。この意味で、冷戦戦略の文脈だけでなく、軍事戦略の文脈においても、日本をソ連の支配下に入れないことが緊要であった。

日本再軍備に関するマッカーサーの結論は、日本をソ連に対抗するための「米国の軍事的な同盟国」に仕立て上げるのではなく、日本がソ連の支配圏に入らぬようその経済的・心理的側面における米国寄りの姿勢を追求すべき、というものだった。この結論を提示した上でマッカーサーは、日本再軍備が米軍の負担の分担に資するという陸軍省の主張を非現実的だとして退けた。その論拠は、ソ連との安全保障のジレンマであった。すなわち、再軍備はソ連との関係を急速に悪化させることとなり、経済力不足からくる不十分な再軍備とあいまって、日本はソ連の「格好の獲物」としてその意のままに「貪り食われる」ことになろう。それを防ぎ、日本に米国寄りの姿勢を維持させるためには、米国が極東における軍事プレゼンスを増強させる必要性が生じ、結局、日本再軍備によって米軍の負担は増大する——。マッカーサーは、陸軍省の日本再軍備論の根底にあった、ワシントンの西欧第一主義と極東軽視についても、強く批判していた⁷⁹⁾。

⁷⁷⁾ Memo, Royall to Forrestal, May 18, 1948; NSC 49, June 15, 1949, *FRUS*, 1949, Vol. VII, Part 2, pp. 773-777.

⁷⁸⁾ Memcon, March 5, 1948; Memcon, February 16, 1949.

⁷⁹⁾ この点については、ギャディス『ロング・ピース』137-138頁も参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

確かに、マッカーサーの再軍備反対論の深層には、彼の伝記的研究が示すように、多様な個人要因があったとも考えられる。日本の非武装中立化というマッカーサーの持論は、早期講和論とともに、48年あるいは52年の大統領選挙に向けた布石であり、彼の政治的野心のあらわれだったのかもしれない。非武装中立化が米国世論の支持を得るための手段として機能し、早期講和が選挙戦のための帰国を可能とするからである⁶⁰。また、マッカーサーの反対論には、「太平洋戦争の英雄となり、再三にわたり大統領候補に擬せられたという彼の威信とプライド」やトルーマン政権に対する嫌悪の影響で、ワシントンの方針転換に譲歩する余裕がなくなっていたという心理状態が作用していた可能性もある⁶¹。あるいは、マッカーサーが日本の政治的・経済的安定を優先させる立場から再軍備に反対したのは、占領を通じて日本の民主化およびキリスト教化を成功させ、それを足掛かりとして東洋に「自由とより高い生活水準という神の恵み (the blessing)」を広めるといふ宗教的使命感と連動していたのかもしれない⁶²。しかしながら、マッカーサーの反対論が、こうした個人要因の反映だったと同時に、より高次の戦略的考慮の帰結だったことは、看過されるべきではない⁶³。

いずれにしてもマッカーサーは日本再軍備に強く反対したわけだが、彼の反対論には、米国のとるべき行動に関し、一貫しない部分があった。

⁶⁰ ショーンバーガー『占領』第2章。マイケル・シャラー（豊島哲訳）『マッカーサーの時代』（恒文社、1996年）第10章。

⁶¹ シャラー『アジアにおける冷戦の起源』141頁。増田弘『マッカーサー』（中公新書、2009年）457頁。

⁶² Memcon, “General MacArthur’s Remarks at Lunch, March 1, 1948.” マッカーサーの宗教心と占領政策全般の連動については、袖井林二郎『マッカーサーの二千年』（中公文庫、2015年）23、251-279頁を参照。

⁶³ マッカーサーの信念や行動に、冷戦思考が影響していることも少なくない。例えば、マッカーサーにとって、日本やアジアでの布教は共産主義という無神論的イデオロギーに対する「無敵の精神的防壁」を構築する手段でもあった（シャラー『マッカーサーの時代』193-196頁）。

マッカーサーは一方で、陸軍省が勧告した三つの行動——①限定的再軍備に関する計画の策定、②改憲の検討、③再軍備を視野に入れた文民警察の増強——に逐一反論した。そのうち①の計画策定については、「現時点で講和条約後の日本再軍備について計画することは、いかなる目標にも役立たない」という断定が示されていた。しかし他方でマッカーサーは、「いかなる計画も、戦争勃発後にとられる行動に関するものに限定されるべきであり、厳重に〔米国〕一国内にとどめて適切に機密保持されるべきである」と、計画策定を容認するような見解も提示している。さらに、再軍備は当面許可されるべきではないが、戦時に日本の人的資源を活用するための計画は必要だという、ロイヤル陸軍長官の結論への賛意も明言していた。マッカーサーは、総論で日本再軍備に反対しつつ、その計画策定という各論を容認していたのである。この「総論反対、各論賛成」の見解は、48年12月にワシントンに伝えられた⁶⁴⁾。49年初頭、マッカーサーは、将来の長きにわたって日本の再軍備を認めないことは得策ではないと、訪日したロイヤルと合意する⁶⁵⁾。この「各論賛成」は、第4節で見るように、NSC 44をめぐる政治過程でのマッカーサーの影響力を喪失させることになる。

マッカーサーの「総論反対、各論賛成」の理由を直接的に示す史料はないが、いくつかの相互補完的な可能性が想定できる。個人要因や政府内政治要因を重視した場合、マッカーサーは自らの政治的野心と自尊心に基づき、政策論争の「勝者側」に居続けるための保険をかけようとしていたと解釈できる⁶⁶⁾。将来的なものとはいえ、陸軍省は再軍備を推進しようとしていたし、後述するように、極東軍内部や国務省内にも、再軍備に肯定的

64) Memo, Mueller to JCS, "Limited Military Armament for Japan."

65) Memo, Bishop to Butterworth, "NA Comment on NSC 44, 'Limited Military Armament for Japan,'" April 1, *FRUS*, 1949, vol. VII, part 2, pp. 694-696.

66) 再軍備問題ではないが、経済復興問題に関してこうした見方を提示する研究として、シャラー『マッカーサーの時代』221頁がある。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年
な見解があった。このことは、再軍備推進派が「勝者」となる可能性を惹起し、部分的にせよそれに賛成姿勢を示しておく必要性を高めたであろう。他方、より高次の要因に目を向けると、マッカーサーが戦時の日本再軍備を認めていたことが浮かび上がる。マッカーサーは、将来的な再軍備の不可避性についてロイヤルと合意したのと同じ頃、戦争勃発前に日本を非武装中立以外の地位に置くことは失策かつ不当であるが、戦争勃発時には、米国は「日本人を我々の側で戦わせることになろう」と語っている⁶⁷⁾。

沖縄などの島嶼連鎖に駐留する米軍の十分性を説いていたマッカーサーであったが、それに基づく抑止が破綻した場合、それだけで日本防衛が全うできるか不安だった可能性が高い。民間人死傷者に関連する人道的・外交的配慮から核兵器の使用は難しく、また数の限られていた核兵器をソ連中枢への戦略攻撃に充てる必要もあった。これらに鑑み、極東における核兵器の戦術使用は、ワシントンでは許可されていなかった⁶⁸⁾。加えて、周辺島嶼に米軍が駐留していても、日本本土の飛行場がソ連の空挺部隊などに急襲・制圧されれば、制空権がソ連の手に渡り、米軍の日本来援は困難となる。そうなれば日本はソ連の手に落ち、上述のように、沖縄を含む周辺島嶼も無力化しかねない。極東軍上層部のアイケルバーガー（Robert L. Eichelberger）第八軍司令官は、こうした懸念を抱いており、それゆえ米軍の本土駐留を考慮するとともに、日本の再軍備を強く主張していた⁶⁹⁾。

⁶⁷⁾ Memcon, February 16, 1949; Memo, “NA Comment on NSC 44.”

⁶⁸⁾ JPS 849/1. See also, NSC 30, “Policy on Atomic Warfare,” undated, *FRUS*, 1948, vol. I, pp. 570–573; NSC 30, “United States Policy of Atomic Warfare,” September 10, 1948, *ibid.*, pp. 624–628.

⁶⁹⁾ 「平和条約成立後の我国防問題（第八軍司令官との会談）」（1947年9月13日）『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 準備対策』（外務省，2006年）文書61。The Diary of Robert L Eichelberger (Entries March 7, 13, 22, and 25, 1948), in *Japan and America, c1930–1955: The Pacific War and the Occupation of Japan*, Series 1 (London: Adam Matthew Publications, 1998), Reel 36.

米軍が周辺島嶼に駐留していれば日本の再軍備は不要というマッカーサーの主張は、米ソ戦争や対日侵攻を視野に入れた軍事戦略としては重大な欠陥を抱えており、貫徹され得ないものだったのである⁴⁰⁾。

3. 国務省の折衷案

国務省は、日本再軍備に関する陸軍省とマッカーサーの見解を折衷しようとした。折衷案の作成を主導したのは、ケナン政策企画室長である。ケナンは、47年からマーシャル（George C. Marshall）国務長官の支持を背景に政府内で影響力を拡大させており、米国の対外政策全般を、米ソ協調に基づくものから米ソ冷戦に基づくものへと転換させていった。その一環として、47年夏から秋にかけて、米ソ協調を前提とした国務省極東部の早期講和案が白紙に戻され、この後占領政策は、日本の政治・経済面での安定を志向した冷戦戦略に沿ったものへと転換していく。そして、日本再軍備に関する国防総省での検討が始まるのと同じ48年春、極東を視察したケナンは、「米国の対日政策に関する勧告」と題する PPS 28を起草した。これは、NSC での承認を経て対日政策全般の基本文書となることを期待されており、4月には省内の意見を取り入れた PPS 28/1 が作成される⁴¹⁾。

対日政策全般の見直しを行っていた国務省では、国防総省やマッカーサーのような再軍備に焦点を絞った厳密な検討は実施されておらず、これ

(40) マッカーサーの軍事戦略の欠陥については、柴山『日本再軍備への道』45-48、55頁も参照。

(41) 47年から48年にかけての対日政策の転換におけるケナンのイニシアティブについては、五十嵐『戦後日米関係の形成』第1章第2節、シャラー『アジアにおける冷戦の起源』第7章、Paul J. Heer, *Mr. X and the Pacific: George F. Kennan and American Policy in East Asia* (Ithaca: Cornell University Press, 2018), Chapter 3を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

に関する立場は定まっていなかった。講和後の日本の安全保障に関する PPS 28と28/1 の記述は同一で、その基本方針は、米国の立場は講和交渉開始時の国際情勢や日本の国内情勢に照らして決定されるべき、というものであった。その上で両文書は、陸軍省とマッカーサーの双方に受け入れ可能な「統合コンセプト」として、日本再軍備に関する賛否両論を併記したのである⁴²⁾。次節で詳述するように、國務省はその後の省間調整でも両価的な議論に基づいて「総論賛成、各論反対」の立場をとり続け、国防総省と対立する。國務省の議論には、両価的であることを反映した論理的な矛盾や、検討不足を反映した論理的な欠落もあった。

國務省は一方で、陸軍省の唱える日本再軍備の軍事的効用を認めた。PPS 28/1 は、対日軍事侵攻を招来しないための限定的再軍備の必要性を指摘しており、それが米国による訓練と監視の下に置かれることが望ましいと論じる。ケナンは極東訪問中、日本再軍備の必要性に関し、3月に東京で会合したドレイパー（William H. Draper）陸軍次官と合意していたのである⁴³⁾。極東部では、上記の早期講和案が挫折するのと並行して人事刷新が行われ、ケナンと同様に冷戦構造を重視するバターワース（William W. Butterworth）が部長に着任した⁴⁴⁾。そして、日本再軍備が米国政府内で

42) Memo, Kennan to Lovett, March 25, 1948, Box 8, Country Files [hereafter CF], 1947-1962, Policy Planning Staff/Council [hereafter PPS], Lot Files, [hereafter LF], RG 59, NA; PPS 28, “Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan,” March 25, 1948, *FRUS*, 1948, vol. VI, pp. 691-699; Explanatory Notes by Kennan, March 25, 1948, *ibid.* pp. 712-719; PPS 28/1, “Recommendation with Respect to U.S. Policy toward Japan,” April 16, 1948, *RoJ*, Doc. 1-C-93. 以下、日本再軍備に関するケナンの見解については、特に註がない限り、これらを参照。

43) Memo for Draper, Kennan, and Schuyler, “Informal Summary of Conclusions of 21 March Conference on Japan,” March 21, 1948, Box 8, CF, 1947-1962, PPS, LF, RG 59, NA.

44) シャラー『アジアにおける冷戦の起源』167-168頁。

の検討対象となる48年以降、極東部、特にアリソン（John M. Allison）と後任のビショップ（Max W. Bishop）を長とする北東アジア課は、それを推す陸軍省の主張に「相当な共感」を示すようになる⁴⁵。バターワースは個人的には、陸軍省と同様、将来の対日講和条約に再軍備を認める規定を盛り込むべきだと考えていたようである。次節で見ると、国務省は日本再軍備をめぐる省間調整においても、日本再軍備が望ましいという総論には賛成していた。

国務省が日本再軍備に理解を示した前提には、日本の安全に関する不安感があった。ケナン曰く、マッカーサーが主張するように大国間合意に基づいて日本を非武装中立化しても、ソ連が合意を守る保証（および日本が共産主義に抗える確証）はない。それゆえケナンは、ソ連が弱体化・慎重化（および日本の国内情勢が安定化）しない限りは、非武装中立論には同意できなかった（なお、ソ連の間接侵略を警戒する立場から、ケナンは警察・国内治安部隊の強化・設置を重視していた）。極東部にも、世界は不安定化する方向にあり、「日本の安全は今後10年間、極めて危険な状態に置かれることになりそうである」という見通しがあった。それゆえ、日本国憲法第9条の非武装規定は「現実にそぐわない（unrealistic）」とされた。ソ連の対日侵攻という具体的事態を想定していたわけではなかったものの、国務省は日本の対外的な安全への漠然とした不安から、再軍備の必要性を認めたのである。

国務省が日本再軍備に理解を示したより積極的な理由は、陸軍省のそれ

45) 以下、日本再軍備を支持する極東部の見方については、特に註がない限り、Memo, Allison to Hamilton, “Army Department Amendments on Kennan Report,” April 30, 1948, *FRUS*, 1948, vol. IV, pp. 742-743; Memo, “NA Comment on NSC 44”; Memo, Butterworth to McWilliams, April 19, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-8; Memo, Feary and Green to Butterworth, “Japanese Defense Forces,” September 21, 1949, *RoJ*, Doc. 2-B-197を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年と同様，米国の負担軽減であった。極東部曰く，「米国は，日本の安全を無期限に確保することに伴う負担を単独で担うことはできない」のであり，「日本の軍隊」がこの負担を分担する必要性が生じ得る。それゆえ極東部は，国防総省の主張する「戦時に日本の人的資源を限定活用することの望ましさ」を認めたのだった。その背後にあった，米ソ戦時に在極東米軍を欧州に再配備するという軍事戦略には思い至っていなかったものの，国務省も，日本防衛に付随する米国の負担の軽減という再軍備の軍事的効用を認めていたのである。

しかしながら他方で，国務省はマッカーサーの見解を取り入れる形で，日本再軍備に消極的な方針も示した。PPS 28/1 は，ソ連が弱体化したり慎重になったりした場合（および日本の国内情勢が安定した場合）には，米国は大国間合意に基づく日本の非武装中立化を図るべきだ，とも論じていたのである。政策企画室は47年秋に早期講和案を白紙に戻した際も，警察や治安部隊の強化・設置を勧告する一方で，対外的な安全保障については「完全な非武装化」を将来の講和条約に書き込むべきだという姿勢を示していた⁴⁶⁾。極東部にも，日本の非武装化継続を支持する意見があった⁴⁷⁾。次節で見ると，国務省は省間政治過程において，日本再軍備を志向した決定を回避し続ける。

46) PPS 10, “Results of Planning Staff Study of Questions Involved in the Japanese Peace Treaty,” October 14, *FRUS*, 1947, vol. VI, pp. 536–543.

47) 以下，日本再軍備に否定的な極東部の見方については，特に註がない限り，Memo, Allison to Butterworth, March 29, 1948, Box 8, CF, 1947–1962, PPS, LF, RG 59, NA; Memo, “Army Department Amendments on Kennan Report”; Memo, Green to Allison, “Comments on General Schuyler’s Proposed Revision of the Kennan Report Recommendations,” May 3, 1948, *RoJ*, Doc. 2-B-183; Memo, “NA Comment on NSC 44”; Memo, Feary to Hamilton and Allison, “Comment on Certain Sections of General Schuyler’s Draft,” May 3, 1948, *RoJ*, Doc. 1-C-1; Memo, Butterworth to McWilliams, April 19, 1949; Memo, “Japanese Defense Forces” を参照。

日本再軍備に消極的な姿勢を示す際の国務省の論拠は、①日本周辺の島嶼連鎖に駐留する米軍の十分性、②米国の負担増、③政治的考慮の三つに集約できる。第一に、国務省は、沖縄をはじめとする日本周辺の島嶼連鎖に米軍が駐留していれば日本再軍備は不要だという、マッカーサー流の議論を提示した。ケナンの政策企画室は47年の時点で、「適切な米軍戦力の近接性（極端な状況では日本駐留）」によって日本の安全を確保するという見解を示していた。政策企画室によれば、太平洋に十分な軍事力が維持されれば、他国が日本を軍事拠点化するのを防ぐという米国の「意志と決意」が明確になり、抑止効果が期待される⁽⁴⁸⁾。ケナンは48年春、類似した論を唱えるマッカーサーとの会見を経て、その意を強くしたようである⁽⁴⁹⁾。これ以降、極東部でもマッカーサーの再軍備不要論を支持する見解が広がり、49年春のマッカーサー・ビショップ会談はその傾向を強めた。ただし、上述のように、このマッカーサー流の議論は、戦時の防衛を視野に入れた軍事戦略としては重大な欠陥を抱えており、再軍備反対の論拠として機能しえなかった⁽⁵⁰⁾。

第二に、国務省には、日本再軍備によって結局米国の負担が増すという、マッカーサーと類似した見方があった。極東部は次のように論じる。再軍備をしても、十分な経済力を持たない日本はもはや一国でソ連に抗することはできない。そのため、米国が援助をしたり、強大な戦力を駐留させて

(48) PPS 10.

(49) Letter, Kennan to Marshall, March 14, 1948, *FRUS*, 1948, vol. I, pp. 531-538. この点と関連するが、ケナンは、ナチス・ドイツと異なり、ソ連が軍事侵攻のリスクを受容することはないと見積もっていた (Gaddis, *Strategies of Containment*, pp. 33-34)。

(50) なお、その後国務省は、日本本土の米軍駐留を継続する方針を固め、極東部は49年9月、それを前提として、在日米軍を維持すれば「5年から10年の間は日本の防衛軍の必要性はない」という見解を示すようになる (Memo, “Japanese Defense Forces”)。この点については、別稿で改めて論じる。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

「日本に対する無期限の保護関係」を確立したりしなければならなくなる、と。おそらく、この見方の前提には、日本の再軍備がソ連の軍事的な対抗措置を誘発するという安全保障のジレンマへの認識が存在した。米国が再軍備をさせなかったとしても日本を援助したり保護したりする必要性は生じえるため、これがなければ極東部の議論は成立しないからである。いずれにしても、この見方は、国務省が同意していた、日本再軍備によって米軍の負担を軽減できるという陸軍省の考えとは矛盾する。換言すれば、米軍の負担軽減という日本再軍備の軍事的効用を認めてしまうと、この議論は論理的に無効化することになる。実際第4節で見ると、NSC 44の検討過程では、再軍備の軍事的効用を認めた国務省がこの論を主張することはなくなっていた。

第三に、国務省は日本再軍備に否定的に作用する政治的考慮を提示した。これは、マッカーサーや陸軍省の議論と異なり、冷戦戦略と結び付けられていない単純なものだったが、国際的なものと国内的なもの二つに細分化される。前者は、華豪比などの極東諸国の反発である。日本再軍備は、米国がその非武装化に関する国際的約束とそれに基づく占領政策を破棄・変更することを意味するだけでなく、極東諸国の安全保障上の不安を高めうる。極東部曰く、極東諸国は米国が「攻撃的で、軍国主義的な日本の復活の兆候を迅速に取り除く」ことを求めており、そのためには、米国が強力な軍事態勢を維持するとともに、日本の非武装化を継続することが不可欠であった。ケナンも、再軍備問題における極東諸国の動向を重視していた⁶¹。後者の国内政治的な考慮は、日本人の反発であった。極東部が日本国内からの反発を予想した背景には、非軍事化を宣言したのは日本人の敬

61) Memo, Kennan to Butterworth, May 4, 1948 (740.00119 CONTROL (JAPAN)/4-2848 [sic]), Central Decimal File [hereafter CDF], 1945-1949, RG 59, NA [憲政資料室所蔵].

愛する天皇であり、平和主義も日本の指導層に根付いている、という認識があった。

論理的には、これらの政治的考慮は、マッカーサーと陸軍省の議論で示されたように、冷戦戦略と関連付けられていても不思議ではなかった。国務省がそうした立論をしなかった理由は定かではないが、日本再軍備に関する徹底した検討が行われていなかったことが影響している可能性はある。しかしこのことは、国務省に冷戦戦略が存在しなかったことを意味するわけではない。

まず、国務省は48年から49年にかけて、支配地を急速に中華人民共和国に奪われていった中華民国を見限り始める一方、豪比などと協力して、不安定化する東南アジア地域への共産主義の影響力拡大を防ぐという冷戦戦略を有していた。その前提には、東南アジアが共産化すれば、その原材料供給地と市場としての機能に依存する日本や西欧諸国の経済復興が妨げられて、共産主義が伸長しかねないという、下記の冷戦戦略と連動する認識があった。それゆえ、米国にとって豪比などとの友好関係は、冷戦戦略上、重要な意味を持っていたのである⁶²⁾。この観点からすれば、米国の国際的約束と占領政策の破棄を意味し、極東諸国の安全保障上の不安感を醸成する日本再軍備は、その米国からの離反を招きうる、回避すべき政策だったはずである。

国務省には、経済復興などを通じた日本の政治的安定という冷戦戦略もあった。ケナンは、経済的困窮が社会や政治の不安定化を招き、ソ連の間接侵略と相まって、日本および西欧諸国の共産化を招きかねないと見てい

62) シャラー『アジアにおける冷戦の起源』246-254頁。Heer, *Mr. X and the Pacific*, pp. 123-136. See also, PPS 51, "United States Policy toward Southeast Asia," March 29, 1949, *FRUS*, 1949, vol. VII, pp. 1128-1133.

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年
た。この考えに従い、ケナンは占領政策の転換を主導したのである⁵³。アリソンはじめ極東部は、日本社会の特性も考慮に入れて次のように論じる。日本人には、個人主義的な考え方が欠如しており、国家を個人に優先させる傾向があるため、彼らは困難に直面した場合、「強力な権威主義型の政府」を再志向しかねない。日本経済が悪化する中で、共産主義者が天皇制の維持を認めれば、日本人は「共産主義やその教義への敏速な改宗者」になりえる——⁵⁴。こうした観点からすれば、日本再軍備は、単に日本人の反発を招くだけでなく、日本経済に悪影響を与え、究極的には日本の共産化を生じさせかねない、回避すべき政策だったはずである。以上のように見ると、国務省が冷戦戦略に基づいて日本再軍備に反対する素地はあった、といえよう。

さらに言えば、全体主義を志向しやすいという日本イメージは、冷戦戦略とは別の形でも、日本再軍備に否定的に作用しうる。再軍備がきっかけとなって軍国主義が復活し、日本がそれに支えられた戦前型の軍事政権へと回帰する可能性が惹起されるからである。アリソンやビショップは、戦前の日本をつぶさに見てきた知日派外交官であり、再軍備に消極姿勢を示す彼らの念頭に、こうした軍国主義再興への不安があったとしても不思議ではない。実際、戦前知日派の頭目であるグルー（Joseph C. Grew）元国務次官は、PPS 28シリーズへのコメントを求められた際、次のような見解を示している。日本人の軍国主義的傾向は新世代が登場してはじめて払しょくでき、世代交代の前に再軍備を認めれば軍国主義者が再び政権をとることになりかねない、と⁵⁵。

⁵³ Gaddis, *Strategies of Containment*, pp. 25-49, 54-64; Heer, *Mr. X and the Pacific*, Chapter 3; Leffler, *Preponderance of Power*, pp. 253-258.

⁵⁴ Memo, Allison to Butterworth, March 29, 1948.

⁵⁵ Grew to Butterworth, June 4, 1948, Papers of Policy Planning Staff, NA
〔これは引用表記を含め、五十嵐『戦後日米関係の形成』84-85頁からの再引用↗〕

4. 省間政治過程

(1) PPS 28/1 から NSC 13/2 へ

講和後の日本の安全保障に関する決定を先送りし、日本再軍備についての両論を併記するにとどまった国務省の PPS 28/1 は、NSC での決定に至るまでの省間調整で、曖昧さを一層強める。48年4月、上記の陸軍省報告書の草案作成を終えた計画・作戦課は、再軍備を推進する方向での PPS 28/1 の修正を求めた。その具体的内容は、日本の非武装中立化に言及した部分の削除と、講和後の「いかなる状況でも日本が完全に非軍事化されるべきではない」ことへの置き換え、および日本が「厳に防御的性質で量的にも限定された軍隊（基本的に陸上部隊）」を保持するのを講和条約で認めることの明記であった⁶⁶⁾。陸軍省は、在極東米軍の欧州への再配備という軍事戦略および日本の再軍事大国化の防止という対日封じ込め戦略に基づき自らが促進する、限定的な日本再軍備の布石を打とうとしていた。

国務省はこれに反対した。極東部は、日本の安全保障に関する漠然とした不安から陸軍省の見解に共感を示していたが、再軍備に伴うリスク——日本や極東諸国の反発とソ連との安全保障のジレンマ——やそれらに基づくマッカーサーの反対に鑑み、陸軍省の主張を政府決定とすることは、現時点では困難だと判断した。その上で極東部は、PPS 28/1 の方針は柔軟なもので、適時に最適の行動を決定することを可能としており、陸軍省の主張もその行間に含まれている、と論じた⁶⁷⁾。PPS 28の起草者であるケナ

㇏であり、該当文書は筆者の調査では発見できなかった]。

⁶⁶⁾ Memo, Schuyler to Butterworth, "United States Policy toward Japan," April 28, 1948, Box 8, CF, 1947-1962, PPS, RG 59, NA.

⁶⁷⁾ Memo, "Army Department Amendments on Kennan Report"; Memo, ↗

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年
ン政策企画室長も，極東諸国の反発を重視する形で，再軍備に関する両論
の削除を求めた⁵⁸⁾。

最終的に48年5月，ケナンの方針に従う形で，両論の削除が国務省と陸
軍省の間で合意される⁵⁹⁾。陸軍省が再軍備を支持する文言の削除に同意し
た理由は定かではないが，マッカーサーの同意が得られないという指摘は
重かったであろう。現地司令官の判断を重視する陸軍の伝統が，それを必
要としていたからである（この時点では，再軍備の計画策定に同意する
という上記のマッカーサー見解は，明らかにされていなかった）。上述のよ
うに，作戦・計画課も日本再軍備に伴うリスク——日本や極東諸国の離反
と日本の再軍事大国化——を強く意識していたし，報告書を受け取ったロ
イヤル長官が計画・作戦課よりも慎重な立場をとっていた可能性もある。
これらが，自説削除への同意につながったと考えられる。

いずれにしても，上の国務・陸軍省合意に基づいて PPS 28/2 が策定さ
れ，これは6月，NSC 13「米国の対日政策に関する勧告」として NSC に
提出された⁶⁰⁾。この文書は，日本再軍備には一言も触れず，講和後の日本
の安全保障についてはその時の情勢に照らして決定するという先送り方針
のみを明記した。この間，マッカーサーが PPS 28/2 を確認したが，この
方針への異論はなかった⁶¹⁾。そして10月，その他の政策分野に関する調整

ㄨ “Comments on General Schuyler’s Proposed Revision of the Kennan Report
Recommendations”; Memo, “Comment on Certain Sections of General
Schuyler’s Draft.”

58) Memo, Kennan to Butterworth, May 4, 1948.

59) “Conclusions Reached at a Meeting on May 6, 1948, between State and
Army Representatives on the State Department’s Policy Paper,” May 7, 1948,
RoJ, Doc. 2-B-179.

60) PPS 28/2, “Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan,”
May 26, 1948, *FRUS*, 1948, vol. VI, pp. 775–779.

61) C 61433, FECOM to DA, June 12, 1948, *FRUS*, 1948, vol. VI, pp. 819–779.

を経て、NSC 13/2 が大統領承認を受ける⁶²⁾。これは、米ソ協調を前提としていた米国の全般的な占領政策を、米ソ冷戦を前提としたものへと変更した重要な政府決定として広く知られている。しかし、再軍備に焦点を絞った場合、これは省庁間の見解の相違を反映した「不決定の決定」に過ぎなかったという意義づけが適切となる。

(2) NSC 44の提出とマッカーサーの影響消失

その後、国防総省は、計画策定を含む日本再軍備の準備を政府決定にすべく、この問題を正式に NSC での議題に載せる。NSC 13/2 が将来の限定的な日本再軍備を考慮していないことを不服としたフォレストル国防長官は、48年10月、陸軍省報告書の検討を JCS に要請した。その際フォレストルは、報告書に対するマッカーサーの見解も聴取するよう求めた。それとともに、陸軍に限らない三軍種についての検討を要望している⁶³⁾。そして49年3月、JCS は、現時点での再軍備実施は望ましくないが、有事の際、日本防衛のためにその軍事的潜在力を活用できるよう「先行措置 (anticipatory measures)」を講じておくべき、という結論を提示した。これは、フォレストルの承認を得て国防総省の公式見解となり、NSC 44として NSC に提出される⁶⁴⁾。JCS は、「日本が自国の防衛を最低限として、一定程度の軍事的支援を米国に提供できるようになることは、米国の国家安全保障にとって極めて重要になりえる」という見解を明らかにしていた⁶⁵⁾。曖昧な表現

62) NSC 13/2, "Recommendations with Respect to United States Policy toward Japan," October 7, 1948, *FRUS*, 1948, vol. VI, pp. 856-859.

63) Memo, Forrestal to JCS, "Limited Military Armament for Japan."

64) 以下、NSC 44の内容については、特に註がない限り、Memo, Bradley to Forrestal, March 1, 1949, *FRUS*, 1949, vol. VII, part 2, pp. 671-673を参照。

65) Memo, Leahy to Forrestal, "Recommendation with Respect to United States Policy toward Japan," September 29, 1948, Box 28, GF, 1946-1947, RG 218, NA.

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年
ではあるが，JCSは陸軍省と同じく，日本再軍備による米軍の負担軽減と
欧州への再配備を企図していたと考えてよからう。

NSC 44は，二つの「先行措置」を提示した。第一に，緊急事態に際して
日本の軍事的な潜在能力をその防衛のために用いることができるよう「将
来における限定的な日本軍の創設」についての計画を今すぐ立案すべき，
ということであった。これは，陸軍省が提示していた方針である。NSC 44
の提出後，国務省の要請で国防総省が6月に提出したNSC 49「日本にお
ける米国の安全保障上の必要性に関する戦略的評価」は，緊急事態あるい
は占領軍の撤退前に実行できる再軍備計画の策定完了を，軍事的観点から
すると望ましくない対日講和を進める場合の「安全装置」——すなわち必
要条件——のひとつに据える⁽⁶⁶⁾。

NSC 44は，マッカーサーも計画策定を認めていると付け加えた。JCSの
結論提出に先立つ48年12月，マッカーサーは，フォレストルの命に従って
陸軍省報告書への見解を求めたJCSに回答を寄せた。マッカーサーはここ
で，上述のように，総論として日本再軍備に反対しておきながら，その計
画の策定という各論に賛成する見解を提示したのである。このことによっ
て，国防総省では，米軍の伝統が求める現地司令官の同意が得られたこと
になっていたのだった。NSC 44の検討過程では，マッカーサーの再軍備反
対論の影響は実質的に消滅していたといえる。

NSC 44は，第二の「先行措置」として，二つの「準備行動（preliminary
steps）」の実施を勧告した。一つは，将来の限定的な日本軍の「核」とし
て，警察と海上保安庁（48年5月創設）を強化・武装化しておくことで
あった。ここにおいて，陸上部隊だけではなく，海上部隊の再建が国防総
省の構想に組み込まれたとあってよい。実際，国防総省内では，「適切な

(66) NSC 49.

陸軍と海軍」の創設計画が想定されていた⁶⁷⁾。海軍の再建は、海上保安庁が実質的な沿岸警備隊として創設されて陸軍省の勧告内容が既に達成されていたため、次の段階として構想されたに過ぎなかったのかもしれないが、陸軍の場合と同様、米国の負担軽減を目指したのもだった可能性も高い⁶⁸⁾。ただし NSC 44は、空軍については、現時点ではその「核」を形成することは現実的でもなく、望ましくもないという見解を示した。そこには、陸軍省報告書の中で示されていた、日本の再軍事大国化の防止や極東諸国の恐怖の緩和という意図が内在していたと考えられる⁶⁹⁾。

もう一つの「準備行動」は、限定的日本軍の動員時に必要な兵器や装備、弾薬の提供に関する兵站計画の策定であった。これは、48年春の陸軍省報告書にはなかった方針である。当初、JCS からの要請を受けて NSC 44の草案を作成した統合戦略調査委員会 (JSSC) は、日本用兵器・装備の備蓄開始を勧告していた。だが、必要物資が枯渇しているという陸軍の実務的観点に基づく指摘を踏まえて、これはより柔軟性のある上記勧告へと変更

67) Memo, Maddocks to Collins, "Limited Military Armament for Japan (JCS 1380/55)," February 3, 1949, Box 162, ACoFS (G-3) Operations, Decimal File, 1949-1950, RG 319, NA.

68) 同じ頃、国防総省内では、米国の経済的負担を軽減させつつ、日本の経済復興と自立を促進し、日本に対する第三国の影響力拡大を阻止する手段として、日本の海運や造船業への制限を撤廃する構想が浮上していた (Letter, West to Butterworth, May 4, 1949 (894.85/5-449), CDF, 1945-1949, RG 59, NA [憲政資料室所蔵])。

69) この時期 JCS は、日本の海運や造船業への制限を全面撤廃する一方、民間航空や航空産業については「米国の安全への脅威とならない範囲」という制限を残していた (JCS 1380/72, "Department of Defense Policy towards Japanese Industry," October 11, 1949, *RJCS, Far East*, Reel 4)。米国政府内で航空部隊に関する検討が本格化するのは、51年9月のサンフランシスコ講和条約締結後のことである。この問題については、岡田志津枝「戦後日本の航空兵力再建」『防衛研究所紀要』第9巻第3号(2007年2月)を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年
された⁷⁰⁾。以上三つの具体策を提示した上で、NSC 44は、深刻な緊急事態
はいつでも起こり得るため、日本の安全保障の問題を講和条約交渉の開始
後まで放置することは賢明ではない、と NSC 13/2 の先延ばし方針を批判
する。そして、「日本の軍隊が有事に際して自国防衛を補助することを可能
にする」という条項を設ける方向で、NSC 13/2 を修正すべきだと主張
した。

(3) NSC 44の頓挫

NSC 44は、政府決定に至らなかった⁷¹⁾。その主な理由は、国務省が日本
再軍備の有用性という総論に賛成しつつも、計画策定に関する政府決定の
必要性や「準備行動」の実施手続きなどの各論で異を唱えたことにあった。
当初、国務省ではビショップ北東アジア課長を中心に極東部が NSC 44を
検討したが、その後ケナンの政策企画室がこの問題を主管したようであ
る⁷²⁾。49年1月のアチソン (Dean Acheson) の国務長官就任に伴って、ケ
ナンの影響力が低下する一方で各地域局の役割が大きくなっていったもの
、政策企画室が国務省と NSC との接点としての機能を有していたからであ
らう。ちなみに、49年9月に検討が本格化する対日講和問題は、この頃
「部」から「局」へと格上げされた極東局、およびハワード (John B. Howard)

⁷⁰⁾ JCS 1380/55, “Limited Military Armament for Japan,” January 24 and
February 28, 1949, ACoS (G-3) Operations, Decimal File, 1949–1950, RG 319,
NA; JCS 1380/58, “Limited Military Armament for Japan,” February 10,
1949, *ibid.*

⁷¹⁾ 以下の過程については、特に註がない限り、Memo, Wedemeyer to Gruenther,
“Planning for Limited Japanese Armed Forces,” May 18, 1949, *RoJ*, Doc. 1-
A-87; Memo, Bishop to Rusk, August 12, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-8; Memo, Bishop
to Rusk, “Limited Military Armament for Japan-NSC 44,” August 18, 1949,
RoJ, Doc. 2-D-7を参照。

⁷²⁾ Memo, “NA Comment on NSC 44”; Memo, Butterworth to McWilliams,
April 19, 1949; Memo, Butler to McWilliams, April 29, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-9.

とダレス（John Foster Dulles）という二人の国務長官顧問の所掌事項となる。

49年4月から5月にかけてのNSC事務レベルでの調整で、国務省は、再軍備計画の策定はNSC 13/2の枠内で実施可能だとして、NSC 44の取り下げを求めた。国務省は、計画策定が政府決定となることによって、万が一それが漏洩した場合に、日本の非軍事化に関する米国の国際的約束やそれを主軸とする占領政策との矛盾が生じ、極東諸国や日本の反発が生じることを恐れたのである。加えて国務省は、再軍備の実施には改めて政府承認が必要だという立場を示し、上記「準備行動」への言及を削除するよう求めた。しかしその一方で、国務省は、米国の負担軽減という日本再軍備の軍事的効用は認めていた。それゆえ国務省は、日本再軍備がむしろ米国の負担を増やうという上述の議論は提示せず、計画は国防総省内で極秘裏に作成されるべきだと主張した。これに対し国防総省側は、取り下げに応じず、政府承認を要求し続ける。

国務省と国防総省間の見解が対立する中、サワーズ（Sidney W. Souers）を長とするNSC事務局が、「限定的な日本軍に関する計画策定」と題する修正文書を作成した⁷³。これは、①日本再軍備の重要性、②国防総省内での極秘裏の計画策定、③計画実施に関する政府承認の必要性、を明記していた。そして③に関連し、「準備行動」の実施に関する言及を削除している。内容面で国務省の主張が採用され、公式文書化するという点で国防総省の言い分が取り入れられたといえる。国防総省側はこれを認め、国務省も、文書の表題から「日本軍」という語句を削除するなどの修正を施した上で、これを認めるかに見えた。だが最終的に国務省は、この間に危惧していた情報漏洩が起ったこともあり（米国政府内で日本再軍備に関する検

⁷³ Memo, Souers to Butler, Gruenther, and et.al., “Planning for Limited Japanese Armed Forces,” April 27, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-9.

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年
討が行われているという記事が『ニューヨーク・タイムズ』に掲載された)
、計画策定に関する合意を文書として残すことを嫌い、回答を見送った。
そして、NSC 44の扱いは宙に浮くことになる。

その後も、NSC 44をめぐる調整は続いた。49年6月、國務省はそれまでの主張と同旨でNSC 44の取り下げを求める国防長官宛の書簡を起草した⁽⁷⁴⁾が、送付や口頭説明には至らなかった。その後、ラスク (Dean Rusk) 國務副次官がこの問題を所掌し、政策企画室員となったビショップがそれを補佐した。8月、ラスクの指示でビショップがNSC事務局の修正文書を再修正して省内での調整に諮ったが、NSC事務局への送付は見送られた。だが9月に入ると、ラスク自らが文書を再々修正している。ラスク案は、「戦時あるいは緊急時において、日本が自国の防衛に対する軍事的責任を負うことができることは、米国の国家安全保障にとって重要になるだろう」という国防総省の主張を明記した上で、そのための計画は嚴重な機密保持の下、通常の戦争・作戦計画と同様に国防総省の権限で策定できる、と論じた⁽⁷⁵⁾。國務省としても、合意を公式文書に残したい国防総省の要望に応じざるを得ないという判断に傾いていたといえる。

この時点でNSC 44に関する文書が途絶え、ラスク案がその後どうなったのかを解明することはできない。だが、これはNSCには提出されなかったと推察される。ビショップによれば、NSC 44は保留となり、日本再軍備の問題は、同じ9月の米英外相会談によって喫緊の問題として再浮上した対日講和問題の一環として検討されることになったからである⁽⁷⁶⁾。実際10

(74) Draft Letter by Berry, June 20, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-8.

(75) Memo, Bishop to Butterworth and Kennan, "NSC 44, 'Limited Military Armament for Japan'," August 29, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-8; Draft Memo by Rusk, "Planning for the Defense of Japan in the Event of War or Emergency," September 12, 1949, *RoJ*, Doc. 2-D-5.

(76) Memo, Bishop to Rusk, "NSC 44-Limited Military Armament for Japan," ↗

月には、トルーマン大統領の提案に基づき、国務省が対日講和にまつわる安全保障上の必要性の検討を国防総省に要請するとともに、講和条約の安全保障関連の条項を検討する省間委員会の設置を提案した。国防総省でこの問題を所掌したヴォーヒーズ (Tracy S. Voorhees) 陸軍次官は、マグルダー (Carter B. Magruder) 陸軍長官特別補佐官 (占領地域担当) を同省代表に指名するとともに、マッカーサーに彼の見解を代弁する人物を派遣するよう要請した。総司令部 (GHQ)・極東軍代表はバブコック (C. Stanton Babcock) に決まる。かくして、日本再軍備の問題は、マグルダー、バブコック、そして国務省代表のハワードなどからなる、対日講和条約の安全保障条項を検討する委員会の所掌事項となったのだった⁷⁷⁾。

おわりに

1946年から49年秋にかけての日本再軍備をめぐる米国政府内の検討過程に関する本稿の考察に依拠すると、その促進・抑制要因として、次の点を指摘することができる。日本再軍備を促進していた要因として挙げられるのは、軍事戦略、すなわち軍事的な対ソ封じ込め戦略である。米ソ間で全面戦争が勃発した場合、ソ連が日本列島に侵攻することが想定された。その一方で、米ソ戦勃発時には、第一義的な優先順位を与えられている欧州戦線に米軍戦力を集中させる必要があった。日本再軍備は、日本防衛をよ

↘ March 21, 1950 (794.5/3-2150), in *Records of the U.S. Department of State Relating to the Internal Affairs of Japan, 1950-1954* [hereafter *RUSDOS*] (Wilmington: Scholarly Resources, 1986), Reel 16.

(77) Letter, Voorhees to Webb, October 24, 1949, *RoJ*, Doc. 2-B-76; Memo, Magruder to West, Eichelberger, Babcock, Wagstaff, Dickson, and Howard, "Procedure in Preparation of Military Portion of Japanese Peace Treaty," October 26, 1949, *RoJ*, Doc. 2-B-114; Memo, Butterworth to Acheson, "Japanese Peace Treaty," November 2, 1949 *RoJ*, Doc. 2-B-115.

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

り確実にするとともに、それにまつわる在極東米軍の負担を軽減し、米軍戦力の極東からの撤退と欧州への再配備を可能にする手段としての意味を与えられていたのである。こうした具体的な事態の想定や高度な軍事戦略には至っていないながらも、日本の対外的安全への漠然とした不安感や米国の負担軽減という単純な思惑も、日本再軍備の促進要因となりえた。

他方、日本再軍備を抑制していた要因として、次の三点を挙げることができる。第一に、米国の冷戦戦略、すなわち政治・経済的な対ソ封じ込め戦略である。日本再軍備は、日本の経済復興の遅れ、日本国憲法9条との齟齬、日本国民の反発、極東諸国の不安、米国のモラル面における立場の低下などを引き起こし、日本や極東諸国の米国からの離反——ソ連寄りの中立化や共産化——を招きかねないものであった。日本再軍備は、戦争を想定する軍事戦略に適うものだった一方で、非軍事面での競争を想定する冷戦戦略には不適合だったといえる。

第二に、ソ連との安全保障のジレンマである。日本を米国の同盟国として再軍備させようとするれば、不安を抱いたソ連が軍事的手段を用いてそれを食い止めようとする可能性があった。これに対抗し、日本がソ連の支配下に入らないようにするためには、米国が極東における軍事プレゼンスを増強させる必要性が生じ、米軍の負担は増してしまう。

第三に、日本の再軍事大国化への懸念、あるいは対日封じ込め戦略である。米国からすると、戦勝国による軍備制限がいずれ失効するのは歴史の必然であった。加えて、米国から見ると、個人主義が欠如した日本社会には、権威主義に傾きやすい特質があった。それゆえ、日本で世代交代が起こるあるいは民主主義が根付く前に再軍備を行えば、軍国主義が復興し、戦前型の軍事政権が再誕する可能性があった。

マッカーサーと国務省が唱えた、沖縄をはじめとする日本周辺の島嶼連鎖に米軍が駐留していれば日本の再軍備は不要という軍事戦略は、抑制要

因として機能しえなかった。確かに、日本の周辺島嶼に駐留する米軍によってその安全が確保できるのであれば、上記三つのリスクを孕む日本再軍備を行う理由はない。しかしながら、これは戦争を視野に入れた軍事戦略としては成り立ちえないものであった。この戦略では、ソ連の侵攻から日本を防衛できず、日本がソ連の支配下に入り、結局沖縄をはじめとする島嶼連鎖の米軍も無力化する可能性があるからである。この論を主唱したマッカーサー自身が暗に認めていたように、軍事的観点突き詰めると、米ソ戦が起こった場合には、日本本土に米軍を駐留させる、あるいは日本を再軍備させる必要性が生じてしまうのであった。詳細は別稿に譲るが、NSC 44が棚上げになると前後して、マッカーサーと国務省はこの議論を放棄することになる。

当該期の日本再軍備をめぐる政治過程では、米ソ戦時の軍事戦略という促進要因が基本的に一貫して影響力を有していた一方で、抑制要因の作用の仕方は局面ごとにばらつきがあった。国防総省は、日本再軍備の検討開始から NSC 44の挫折に至るまで一貫して、日本再軍備の準備を勧告する一方、その実施には慎重な立場を示した。そこには、冷戦戦略と対日封じ込め戦略という二つの抑制要因が作用していた。このうち後者については、国防総省は、日本の軍事大国化を防止するため、「限定的な」再軍備を想定することで、軍事戦略から生じる日本再軍備の必要性との折り合いを図った。すなわち、日本軍の復活は、米国製兵器を装備し、米軍によって訓練・監督され、規模や質の面で制限を受ける、空軍を除く陸海軍に限定されていたのである。戦後米国の対日政策には、日本による負担分担と日本の自立化の間にジレンマが内在し、その対策として日本の防衛力の規模や役割を限定的なものとする方針がとられてきた⁷⁸⁾が、この構図は日本再

⁷⁸⁾ この点については、先行研究の紹介を含め、吉田『日米同盟の制度化』20-25頁を参照。

日本再軍備の起源：米国政府内における検討の開始と頓挫，1946年～1949年

軍備の検討開始当初から存在したのだった。

46年に国防総省が再軍備の計画策定を検討し始めた後，49年3月にNSC 44が提出される前までは，マッカーサーの再軍備反対論の影響力が大きかった。その前提には，日本占領におけるマッカーサーの巨大な権限と，現地司令官の見解を尊重する米軍の伝統があった。それゆえ，マッカーサーの重視する冷戦戦略とソ連との安全保障のジレンマが，日本再軍備を抑制する方向に作用していたといえる。国務省も，日本の対外的な安全に関する漠然とした不安から再軍備の必要性に理解を示しつつも，マッカーサーの考えを取り入れ，再軍備に向けた決定を回避した。その結果，48年10月のNSC 13/2では，再軍備に関する文言がすべて削除された。国防総省も，おそらくマッカーサーの反対および自らの重視する冷戦戦略と日本軍事大国化の可能性に鑑み，これを受け入れた。このように，再軍備の検討開始からNSC 44の提出までは，三つの抑制要因すべてが影響していたと考えることができる。

NSC 44の提出後は，その検討過程におけるマッカーサーの反対論の影響は実質的に消失した。48年12月にマッカーサーが再軍備計画の策定開始を認める「各論賛成」の立場を示したことで，国防総省では，現地司令官の同意が得られたことになっていたからである。マッカーサーは，日本周辺に米軍が駐留していれば日本の再軍備は不要という，軍事戦略として欠陥を抱えた自らの議論に不安を覚えていたと推察される。他方国務省は，日本再軍備によって戦時における米軍の負担が軽減されるという軍事的効用を認めた。これにより，日本再軍備によってソ連との安全保障のジレンマが生じて米国の負担が増えるという見解は，論理的に効力を失った。実際，NSC 44の検討過程で国務省がこの見解を持ち出すことはなくなる。その一方で，国務省は，日本や極東諸国への配慮から，国防総省の求める計画策定の政府文書への明記や「準備措置」の実施に頑なに反対した。その結果，

NSC 44は実質的に頓挫することとなった。NSC 44の検討過程における主たる抑制要因は、日本や極東諸国に対する政治的配慮——さらにいえば、それによって両者の米国からの離反を防ぐという冷戦戦略——および国防総省が懸念していた日本軍事大国化の可能性にあったといえるだろう。

49年秋に対日講和条約の安全保障条項を検討する委員会での検討事項となった日本再軍備の問題は、同年末に対日講和自体が米国政府内で行き詰まるのと並行して、暗礁に乗り上げる。その後、国防総省内では、50年3月と7月の二度、NSC 44を復活させようとする動きが生じたが、これが具体化することはなかった⁷⁹⁾。本稿冒頭で触れたように、日本再軍備が米国政府の正式な決定事項となるのは、50年9月のことである。なぜ、どのように米国政府は日本再軍備を決定したのか。国防総省、国務省、マッカーサーの三者関係は、どのような構図だったのか。朝鮮戦争の勃発は、どのように影響したのか。本稿で明らかにした日本再軍備の促進要因と抑制要因は、その決定に至る過程でいかなる影響を有していたのか。これらの問題を残された研究課題として提示し、本稿の結びとしたい。

⁷⁹⁾ Memo, "NSC 44"; Memo, Mathews to Acheson, "Additional Item for NSC Agenda by Department of Defense 'Possible Limited Armament for Japan,'" July 6, 1950 (794.5/7-650), *RUSDOS*, Reel 16.